

令和8年5月17日

訪問看護ステーション みのり

在宅医療における ICT を用いた連携の推進についてのご案内

当ステーションでは、在宅で療養生活を行っているご利用者様に対し、ICT を用いた連携体制の構築を通じて、より質の高い訪問看護を提供するため、以下の取り組みを行っております。これにより、国が定める算定要件及び施設基準を満たしたうえで、令和8年6月より「訪問看護医療情報連携加算（月1回：1,000円）」を算定しております。

■ 国の定める算定要件

医療関係職種等により記録された利用者の医療・ケアに関わる情報を取得・活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うと共に、看護師が訪問看護サービスを提供した際の情報等について記録し、医療関係職種等に共有することについて利用者若しくは家族の同意を得ていること。

なお、訪問看護師は以下の内容を情報として記録すること。

- 回目の訪問看護の予定日及び当該利用者の訪問計画の変更の有無（必要に応じて）
- 当該利用者の訪問看護計画の変更の概要（変更の有無を記録する場合）
- 利用者のケアを行う際の留意点（共有が必要と判断した場合）
- 利用者の人生の最終段階における医療・ケア及び病状の急変時の治療方針の希望
- 過去90日以内に記録された利用者の医療・ケアに関する情報を ICT を用いて取得した情報が1つ以上であること。

■ 国の定める施設基準の概要

算定にあたり、利用者の診療情報等について連携機関と ICT を用いて共有し、常に確認できる体制を有し、以下の要件をみたすこと。

記録された利用者の診療情報等が連携機関間の協議に基づき一元的に管理されたサーバーで保管されていること。（当事業所が使用するシステムはMCSです）

- 診療報酬等の共有は、利用者、その家族、連携機関（以下「参加者」という。）のうち利用者が同意した者のみにおいて行われること。
- 参加者の範囲が随時設定可能であること。
- 参加者が診療情報等を常時閲覧、取得可能で、利用者ごとに時系列で速やかに表示されるシステムを使用すること。
- 連携機関の数が5以上であること。（特別な関係にあるものを除く）
- ICT を用いた連携体制を構築しているステーションであることを事業所内の見やすい場所に掲示し、原則としてウェブサイトにも掲載すること。
- 厚労省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参考に個人情報の保護に注意して運用すること。